

## 【2023年2月ワークショップ概要】

日時：2月11日（土）13：00～14：30

テーマ：私の考える「子ども支援（学）」とは何か

講師：瀧口優先生（白梅学園短期大学保育科元教員）

司会：深谷野亜先生（松蔭大学教授）

内容：瀧口先生のご提言を元に、「子ども支援（学）」について考えを共有しました。

2023年2月11日

## 私の考える「子ども支援（学）」とは何か

瀧口 優（白梅学園短期大学非常勤教員）

### 1. 子どもとは何か

子ども支援を考えると、「子どもとは何か」が問われる。しかしその定義は簡単ではない。日本では子どもの代わりに児童ということばが使われることもあり、行政では『児童福祉法』『児童の権利条約』等、「児童」という言葉が使われることもある。辞書では「年のいかない幼い者。児童。小児。わらべ。」（大辞泉）とか「まだ成人していない人。児童。小児。」（明鏡国語辞典）、「自分の儲けた子。むすこ。むすめ。幼いもの。わらわ。わらべ。小児。まだ幼く世慣れていないことにもいう」（広辞苑）となっていて、明確な区分がされていない。子どもに関わる法律などではどのように扱っているのだろうか。

#### (1) 児童憲章（1951年）から

『児童憲章』（1951年）において冒頭「われわれは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい概念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。」として「児童は、**人として尊ばれる**。児童は、**社会の一員**として重んぜれる。児童は、**よい環境**のなかで育てられる。」と提示する。ここに言う児童は18歳未満を意味しており、「子どもの権利条約」を「児童の権利条約」として翻訳することに象徴されるように「児童」を子どもの同意語として扱っている。

『児童憲章』はこの前文に続いて12項目の「誓い」が掲げられている。要約すれば、①生活保障、②正しい愛情と知識、技術、③適当な栄養や住居、被服の保障と疾病や災害からの保護、④個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たす、⑤自然を愛し、科学と芸術を尊び、道徳的信条を身につける、⑥就学のみちを確保され、十分に整った教育の施設を用意される、⑦職業訓練を受ける機会が与えられる、⑧労働阻害からの保護、⑨よい遊び場と文化財の用意、⑩虐待・酷使・放任その他不当な取扱いからまもられる、⑪障がいへの適切な治療と教育、保護、⑫人類の平和と文化に貢献する、ということになる。

## (2) 子どもの権利宣言 (1959) から

また国連の『子どもの権利宣言』(1959)では、「ジュネーブ子どもの権利宣言(1924)」、「国連憲章(1945)」、「世界人権宣言(1948)」を基調にして10の原則を提示している。すなわち、①あらゆる差別を許さない、②子どもは、特別の保護を受け、最善の利益が最優先下考慮される、③出生の時から名前および国籍を持つ権利がある、④十分な栄養、住居、レクリエーションおよび医療サービスへの権利を有する、⑤障がいを持つ子どもは特別の治療、教育およびケアを与えられる、⑥愛情ならびに道徳的および物質的保障のある雰囲気の中で成長する、⑦教育を受ける権利を有すると同時に、遊びおよびレクリエーションのための十分な機会を有する権利を持つ、⑧最初に保護および救済を受ける者に含まれる、⑨あらゆる形態の放任、虐待および搾取から保護、⑩あらゆる差別を助長する慣行から保護され、理解、寛容、連帯、平和、および国際連帯の精神のもと、力と才能が人類のために捧げられる、という意識の中で育てられる、ということである。

## (3) 子どもの権利条約 (1989) から

1989年に国連総会で採択された『子どもの権利条約』は、「ジュネーブ子どもの権利宣言」、「国連憲章」を踏まえ「子どもの権利宣言」「世界人権宣言」を総合的に発展させたものであり、大人の持っている権利を全面的に承認し、更に子ども特有の条件を保証する権利を盛り込んだものである。

『子どもの権利条約』は第1条において、「子どもは18歳未満のすべての者」と定義したが、子ども支援を定義する場合は、この子どもの権利条約の子どもの規程を前提に「支援」を考えることが求められるのではないか。更に子どもの権利条約に関わって採択された「乳幼児期における子どもの権利の実施に関する一般的注釈第7号」(2005年)によれば、子どもは生まれた時から「意見表明権」があり人格的な発達としては大人と同様の可能性を持っていることを踏まえれば、まさに0歳から18歳までの支援を統一して考えなければならない。

\*子どもの権利条約の項目

①子どもの定義、②差別の禁止、③子どもの最善の利益、④立法・行政その他の措置、⑤親その他の者の指導の尊重、⑥生命への権利、生存・発達の確保、⑦名前・国籍を得る権利、⑧身元の保全、⑨親からの分離禁止、⑩家族再会、⑪国外訃報移送不返還の防止、⑫意見表明権、⑬表現・情報の自由、⑭思想・良心・宗教の自由、⑮結社・集会の自由、⑯プライバシー・通信・名誉の保護、⑰マスメディアへのアクセス、⑱親の第一義的養育責任に対する援助、⑲虐待・放任からの保護、⑳家庭環境を奪われた子どもの養護、㉑養子縁組、㉒難民の子どもへの保護・援助、㉓障害児の権利、㉔健康・医療への権利、㉕医療施設の措置された子どもの定期的審査、㉖社会保障への権利、㉗生活水準への権利、㉘教育への権利、㉙教育の目的、㉚少数者・先住民の子どもの権利、㉛休息・余暇・遊び、文化的・芸術的生活への参加、㉜経済的搾取・有害労働からの保護、㉝麻薬・向精神薬からの保護、㉞性的搾取からの保護、㉟誘拐・売買・取引の防止、㊱他のあらゆる形態の搾取からの保護、㊲自由を奪われた子どもの適正な取り扱い、㊳武力紛争における保護、㊴犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰、㊵少年司法、㊶既存の権利の保護

## 2. 子どもたちの姿

### (1) 就学前の子どもたち (保育園・幼稚園等)

現在保育園の理事を担当し、その理事会や評議員会、運営会議等に参加しながら5歳までの子どもたちの日々の生活について考える機会を得ている。その中で保育園(あるいは幼稚園)の仕事はまさに「子ども支援」そのものであることを実感している。子どもの身体的発達、人間的発達、そして社会的発達について専門的な立場で支援しているからである。しかし一部報道では保育者が子どもを虐待している様子が報じられるが、それは支援とは全く無縁なことである。総じて乳幼児期

は子どもの生活すべてが「支援」の対象となり、それを「子どもの権利」の視点から点検していくことが求められる。

## (2) 小学校の子どもたち

小学校の子どもたちを「児童」というが、児童福祉法では18歳未満を児童とよぶことは既にふれた。ここでは7歳から12歳までの「子ども」と位置付ける。乳幼児期の全面的な発達保障を踏まえて、「教室」という閉ざされた中で「学習」という行為が中心の生活となり、小学校の子ども支援は「学業」の支援に大きなウエイトが置かれるようになる。

一方では7歳から12歳という6年間において、10歳の節に象徴されるように人間発達段階において大きな変化がある。身体的な変化、精神的な変化が大きく、小学校での支援は学業支援だけでなく、健康支援、こころ支援が必要となってくる。ただし学校ではこれらを担うのが主に担任であり、教員個人の努力に任されるところが強い。そして学校だけでは保証しきれないほど小学生をめぐる課題は大きい。ICT等文明の発達の成果が大人よりも子どもの方が先に進んでしまうということもあり、学校や家庭を越えての支援が必要となってくる。

学習支援で言えば、現在小学生や中学生の学習支援を週に1回行っているが、小学校低学年でつまづいたまま上級学年に進学している子どもたちは、根本的なところから支援しないとこれから先長い人生を苦しむことになる。

## (3) 中学校の子どもたち

10歳の節を越えて大人としての発達にすすむ中学生は、身体的にも大きくなり、精神的にも大人と対等の人格を示すことになる。日本ではこうした中学生を「子ども」扱いしすぎてひとりの人格として認めない保護者、教師、社会などの問題があるが、むしろ生活に流される大人たちよりも理想を持ち、正義感に満ちている。こうした子どもたちの支援は、大人の社会参画の力を示すことが何よりも重要になってくるのではないか。残念ながら最も身近な学校というところが、社会と子どもたちをつなぐことよりも切り離すことに終始しており、力を発揮させることにつなげていない。学則問題などはその象徴である。阪神淡路大震災の時に活躍した金髪の中学生たちは、自分が「役に立つ」実感の中で被災者支援を行っていた。こうした力やエネルギーを信頼して、子どもたちを支援するとはどういうことか。

学習での支援は「進学」というハードルの中で考えることになってしまうが、学習本来の豊かさ、おもしろさ、とりわけ集団で助け合いながら学ぶことの楽しさ等が保証されなければならない。実際には学習指導要領に基づいて作られた教科書が難しすぎてついていけないという声強い。学習支援は更に困難になっていく。単なる暗記では支援につながらない。

## (4) 高校の子どもたち

「子ども」は18歳未満であり、高校では1年生と2年生（一部3年生）が対象となる。こうした子どもたちの支援はどのようになるのだろうか。既に中学校段階で身体的にも精神的にも豊かになった子どもたちは、高校に入るとその成長速度を緩めながら、社会的な発達において大きく前進する。社会で起こっていることに関心を持ち、そして自ら行動する「子ども」にもなっていく。一方で、社会の慣習や壁にぶつかり、流されてしまう傾向も出てくる。自分の能力や人間関係に限界とあきらめを感じ、高校をやめていく姿も少なくない。高校中退者数は少しずつ減ってきているが、それでも令和2年度で4万人を越えている。こうした子どもたちの支援はどのように考えたらよいのだろうか。学習支援はもちろんのこと、進路支援、人生支援などにもかかわるものである。

## (5) 児童養護施設の子どもたち

就学前、小、中、高の流れの中で特別な位置にあるものの一つが乳児院を含めた児童養護施設である。現在全国に612か所（令和2年3月現在）あり、24,539人が在籍しているという（厚生労働省）。ここには乳幼児から高校生まで法的な保護者である施設長や指導者とともに生活している。これも「子ども」たちであり、子ども支援の対象である。複雑なのは児童養護施設で生活している子どもたちの多くが「親」を持っており、その関係性から施設に入ってきているということである。基本的には各施設が家庭としての意味を持ち、学校との関係や地域との関係を補完している。卒業式なども親の代わりに職員が出席するというのが一般的である。

## (6) 障がいを持った子どもたち

現在日本には様々な障がいを持った子どもたちを受け入れる特別支援学校が存在している。2010年現在では在籍者数は1039校、31398教室、121,815人であったが、年々増加の一途をたどっている。また特別支援学級では同じく2010年では小学校101,019人、中学校44,412人となっている。障がいの種別も多く、そうした子どもたちを支援するという場合は専門的な知識や技術も必要となる。子ども支援を考える上で障がいを持っている子どもたちへの支援は特別な意味を持っている。

## (7) 不登校の子どもたち

2021年度の小学校と中学校の不登校の子どもたちの数が24万人を越えた。前年よりもおよそ5万人の増加である。2016年から上昇に転じ、コロナ禍でその勢いが加速している。文部科学省の調査によれば全国の不登校の子どもの割合は7%を超え、サポート校などへの「登校」を出席扱いにするなどの子どもを加えれば10%と指摘する声もある。そしてこの数年の問題としては小学生の不登校の数が特に急増していることである。

不登校の子どもたちに対してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が配置されてその対応にあたっているが、根本的な問題として学校が子どもたちの要求になっていないということがある。上記の小学校や中学校の課題につながるものである。

不登校の子どもたちは、その節目で学校に登校することができるようになるケースもあるが、そのまま「卒業」を受け取り、引きこもってしまうケースも少なくない。小学校や中学校では教育委員会が子どもの存在を把握するが、卒業してしまえば調査の対象外である。内閣府が限定的な調査をしてその類推から25歳から64歳までのひきこもりの数を60万人以上と計算したが、実数は分かっていない。65歳以上の高齢者の「ひきこもり」を視野に入れると100万人以上に上ることは間違いない。

高校では中退問題が議論になり、1980年代には年間10万人という数字が出されていた。一部定時制や通信制高校に再入学したりするケースもあるが、多くは中退のまま社会に出ていくことになる。何とか仕事にたどり着いたり大学入学資格試験を通じて大学に進学していくケースはいいが、そのまま社会の犯罪に巻き込まれたり引きこもりとなって社会から孤立することも少なくない。中退時は多くは「子ども」である。

1999年から2013年にかけて15年間、不登校ひきこもりの親の会を主宰し、毎月1回その親たち（ほとんどが母親）の話を聞く会を行ってきた。子どもが不登校になりどうしたらよいか戸惑う親たち、その不安を少しでも和らげられたらということで続けてきたが、個人の問題というよりも社会の問題であると実感している。

## (8) 非行に走る子どもたち

政府の発表する子どもの犯罪件数は少なくない。通常の犯罪に加えて、最近では薬物に手を出す子どもたちも増えている。最近の報道ではSNSの動画を使って犯罪行為を引き起こすケースもあり、日常と非行の区別がつかなくなっているということもある。日常生活の充実ができていないことの反映でもある。アメリカではこうした子どもたちが銃を使って大量殺人に至っているケースもあるが、日本でも小学生がナイフで友だちを殺してしまうという報道もある。現代の犯罪は、普通の子どもたちが「突然」こうした事件を引き起こすことであり、一部の子どもたちの問題ではなくなっていることも重要である。

日本の場合、2020年のデータによると日本における少年刑法犯の検挙人員は全体でおよそ4万件、ピークの1983年に比べると五分の一と大幅に減っている。ただし減少した最大の理由は「窃盗犯」が激減したことである。

少年非行については子どもの権利条約においても少年司法(40条)でその対応が書き込まれているがこのあたりも視野に入れなければならない。

## (9) 外国籍の子どもたち

現在日本には2018年5月1日現在93,133人の外国籍児童・生徒が公立学校に在籍している。国籍は様々であるが日本語を学ぶという点では共通の課題を持っている。現実的には日本の学校の授業についていくことができず、不登校になったり、精神的な障がいになったりするケースも少なくないと聞く。自治体によって対応はまちまちであるが、こうした状況にきちんと対応しているところは少ないのが現実である。国としてこうした問題をきちんと対応する姿勢が見られず、各自治体任せとなっている。自治体においても行政として多文化共生をきちんと位置付けて、担当部署を設置し、外国籍住民をスタッフとして採用するようなどころは限られている。

子ども達本人だけでなく、家族の問題についても対応が求められている。市以上のレベルでは国際交流協会、もしくはそれに該当する団体や組織が置かれており、何らかの形で対応が行われている。しかし子どもの支援という点では対応しきれていない。今後大量の外国籍労働者が入ってくることを考えると外国籍の子どもへの支援は大きな課題となる。

## (10) 貧困問題と子どもたち

2013年に始まった子ども食堂は10年もたたないうちに7000を超え(むすびえ2022年)、現在は8000ともいわれている。子ども食堂の動機は子どもの貧困である。子どもの貧困は大人の貧困であり、命の問題として取り上げられるようになった。小平市ではこの3年ほどで10に近い子ども食堂が立ち上がり、子どもたちを支えている。経済的貧困は文化的貧困、社会的貧困につながり、子どもの発達に大きな影響を与えている。

## (11) ヤングケアラーの子どもたち

この数年問題になっているのがヤングケアラーである。子どもでありながら家庭の状況から親に代わって介護や家族の世話を追われ、学校に来ることもままならない子どもたちがいる。「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)によれば、中学校や全日制高校ではほぼ50%の学校でヤングケアラーに相当する子どもがいるとの回答があり、通信制高校では60%、定時制高校では70%となる。ケアの中身としては全日制高校で「障がいや病気のある家族に代わり、家事(買い物、料理、洗濯、掃除など)をしている」が56.5%、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が70.2%、「家族の代わりに、障がいや病気のあるきょうだいの世話をしている」が16.1%、「家族の通訳をしている」が36.3%となっている。

定時制や通信制高校ではこれらの割合がさらに高くなっている。

### (12) 虐待を受けた子どもたち

年々虐待を受けた子どもの数が増えていると報道される。身体的虐待、性的虐待、精神的虐待そしてネグレクトに分類されている。厚労省発表によれば2014年度で88,931件、2009年度の7.6倍という。2020年は205,029件となり、2014年の2.3倍、2009年度の20倍近い。データのとり方の違いもあるが、急速に拡大していることは確かである。こうした子どもたちの支援の一部として児童養護施設等があるわけであるが、施設が追い付かない実情もある。

### (13) いじめ問題と子どもたち

いじめの問題も深刻である。2019年度の文部科学省調査では、612,496件となっており、前年度より68,563件増え、特に小学校のいじめが増加している。「1985年度の調査開始以来、過去最多を更新した。学校別では、小学校が48万4,545件（前年度42万5,844件）と最も多く、全体の約8割を占めた。学年別では、「小2」が9万6,416件と最多、ついで「小3」9万1,981件、「小1」8万7,759件と、低学年が多くなっている」という。

## 3. 子ども支援とは何か

2で取り上げた子どもの姿は同じ子どもではあるが、それぞれ別の側面を持っており、同じ基準で「支援」を考えていくわけにはいかない。それぞれに支援を考える必要がある。しかしそうすると「支援」そのものが複雑になりすぎ、有機的な支援にはならないのも事実である。そこで共通すると思われる視点を以下まとめてみた。

### (1) 子どもの発達段階を理解する

子どもを支援するにあたっては子どもの発達段階を理解しなければ支援できない。保育者養成では子どもの発達について丁寧に学ぶが、小学校や中学校ではその発達段階について学ぶことは限られている。小学校段階で言えば1年生と6年生では指導内容も指導法も全く違ったものになるはずであるが、「管理」という柱で発達段階をとらえる傾向がある。子どもの自立と成長を子ども自身の力で勝ち取っていく、そのための「支援」が求められる。

中学校や高校においては大人としての対応が求められ、その視点からの支援が求められる。

### (2) 子どもの現実生活・困難を理解し寄り添う

子どもができないことを子どもの責任として追及してしまう傾向が強いが、虐待やヤングケアラーにみられるように、子どもの現実や困難が本人の責任ではないところで引き起こされていることを理解しなければならない。そして理解するだけでなく困難に対峙する子どもに寄り添ってあげることが必要である。そうでないと子どもは現実や困難から逃げていくしかなくなってしまう。

子どもの声を聴き、現実をどのように変えていったらよいか、困難をどのように乗り越えていったらよいか一緒に考えることが「寄り添う」ことになるのではないか。

### (3) 子どもの要求・願いを理解しその実現を励ます

ルソーは『エミール』の冒頭で、「万物をつくるものの手をはなれるときはすべては良いものであるが、人間の手につるとすべてが悪くなる。」（今野一雄訳：岩波書店）と冒頭に書いている。この場合の人間とは「おとな」のことである。またチェコの教育学者コメニウスは『大教授学』の冒頭で本の別名として「いかなるキリスト教王国であれ、その集落 すなわち都市および集落のすべてにわたり、男女両性の全青少年が、一人も無視されることなく、学問を教えられ、徳行を磨かれ、敬神の心を養われ、かくして青年期までの年月の間に、現世と来世との生命に属する事柄を 僅かな労力で 愉快地 着実に 教わることのできる学校を 創設する・的確な・熟考された方法」と

書いている。

子どもの要求や願いきわめて具体的であり、それを実現することは子どもの成長にとって欠かすことのできないものである。そして子どもたちは与えられるのではなく自らの力で勝ち取っていくことによって成長していく。しかし困難が大きすぎると困難を乗り越えようとする力は生まれずそれを支えて励ますのが大人の役割である。

#### (4) 子どもに新たな夢と希望を与え、その実現のために力を尽くす

子どもは現実とは関係なく夢や希望を持つ。大人になると現実の壁のためにそれを回避しながら、いつのまにか夢や希望を失ってしまうことがある。しかし究極のところ子どもに夢や希望を与えるためには大人自身が夢を持ち希望を持つことであり、その夢や希望の実現のために「動いて」みる必要がある。なかなか夢を持ちにくいのが現実社会であるが。

## 4. 子ども支援学に関わって

### (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿から

前回の保育所保育指針及び幼稚園教育要領の改訂で「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が提示された。すなわち、①健康な心と体、②自立心、③協同性、④道徳性・規範意識の芽生え、⑤社会生活との関り、⑥思考力の芽生え、⑦自然との関り・生命尊重、⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、⑨言葉による伝え合い、⑩豊かな感性と表現、である。しかし「芽生え」や「⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」を除けば、大人も含めて人間そのものの「望ましい姿」であり、むしろ大人こそ持ってほしいものである。

### (2) 「子ども支援」のイメージ

子ども支援に関わって「支援」でイメージされることばをあげると「助け、支援、補助、援助、支持、後援、援護、扶養、助力、救援、同情、伴奏」等が思い浮かぶ。英語で「支援」を探すと「help, support, aid, patron, sympathy, backup, escort」等が出てくる。

①help: the action of helping someone to do something

(誰かが何かをする助けとなる行為)

②support: material assistance, approval, encouragement, or comfort

(物質的援助、評価、励まし、あるいは慰め)

③aid: financial or material help given to a country or area in need

(必要としている国や地域への経済的あるいは物質的支援)

④patron: a person who gives financial or other support to a person or organization, or cause

(人や組織、あるいは運動体など、他の団体への経済的あるいはその他の支援)

⑤sympathy: feeling of pity and sorrow for someone else's misfortune, understanding between people

(誰か不幸に陥っている人への哀れみ、悲しみの感情、人々の間の理解)

⑥backup: someone or something that can be called upon if necessary

(必要な時に呼び出される人やもの)

⑦escort: a person, vehicle, or group accompanying another for protection or as mark of rank(階層)

(保護や階層のしるしとして誰かに随行する人や乗り物あるいは団体)

①から⑦のうち、③を除くと「子ども支援」の要素としていずれも考えられる。日本語の「支援」は多様な意味を持っていることがわかる。

論文検索サイトの CiNii で「子ども支援学」を検索すると①安部芳絵著『子ども支援学研究の視座』（学文社、2010年4月発行）、②喜多明人著「現代における子ども支援実践の展開と課題—子ども支援学序説—」（早稲田大学教育研究フォーラム、2010）、③西舘有沙他著『ヒューマンサービスに関わる人のための子ども支援学』（文化書房博文社、2010）が見つかった。③の目次は次のようになっている。

第1章 子ども支援の基本    第2章 少子化社会と福祉    第3章 子育て支援  
第4章 特別なニーズのある子どもに関する支援    第5章 子どもの養護と生活支援  
第6章 医療関係者の子育て支援    第7章 子どもの発達を支援する環境  
第8章 子どもの健康の維持・増進    第9章 子どもの心理的支援

子ども支援というとある特別な事情のもとにいる子どもということがイメージされるが、子ども全体を視野に入れた「支援」が求められている。それを「学」でくくるとなると結局は子ども全体を支援するということになり、子ども支援学は、社会や世界を視野に入れ、子どもの発達と平和な社会の創造を保障する学問として位置づけるのではないか。

## <おわりに>

### （1）子ども支援学と保育学

2022年度の白梅学園短期大学保育科の学生が小学生や中学生、高校生、大学生に平和についてのアンケートをとった。その中で「これから戦争は起こるだろうか」という同じ問いかけに、小学校6年生が60%、中学校3年生が65%、高校生3年生が70%「起こる」という回答を寄せた。しかし白梅学園短期大学保育科の2年生は14%、4大の子ども学部2年生は24%であった。現実の認識が強くなっている大学生の多くが戦争に対して否定している。この学生たちは2年間子どもの発達や言葉の発達、人間関係の理解を学び、社会的擁護などを通じて子どもの権利条約等を学ぶ、そして何よりも実習などを通じて子どもの笑顔に触れている。人間は本質的に豊かであり、信頼し合うものであることを学んでいることがこの結果につながっているのではないかと分析した。

### （2）子ども支援学と家政学

「エミール」や「児童の世紀」等には子どもたちが生きていくための「わざ」を身につける重要性が書かれている。その基本となるのは家政学であろうか。社会をどのようにとらえ、生活をどのように組み立てていくのか、どのような技術を身につけなければならないのか、それを子ども支援の立場で整理する必要がある。

### （3）子ども支援学と教育学

幼児期に始まり、小学校から高校まで子どもたちは「教育」という現場の中で過ごすことになる。とすれば教育学の視点から子ども支援を考えなければならない。教育のどのような点を考えなければならないのか、それはさらに深める必要がある。

### （4）子ども支援学と子ども学—子どもの権利を踏まえて

子ども支援学を追究するうえで、子どもとは何か、つまり子ども全体を視野に入れた子ども学の視点が問われる。子ども学についてはまだまだ分からないところがあるが、子どもの発達と子どもの権利についてまなぶことが基本になるのではないかと。どのように追究するかは今後の課題である。

### （5）更なる課題として

2023年2月11日の日本子ども支援学会のワークショップにおいて上記の問題提起を行ったが、



参加者の質疑や意見を通して、子どもの支援についてはもっと子どもの出番を考えなければならぬということを確認した。しかしどのように出番を作るのかという点においては日本はあまりにも実践不足で、子どもの力を信頼していないという現実がある。子どもの発達への信頼に基づいた実践の積み重ねがやがて子どもの自立へとつながっていくのではないか、そんな結論を自分なりにまとめてみた。「父権を過分に重んじ、子権を過甚に転ずる所の東洋の民風もその久俗に馴れたる者に於いては、左程にまで怪しと思わざるべし。」(親子論)と明治時代の日本の親子関係を論じた植木枝盛ならば今どのように展開するだろうか。子どもの権利の日本におけるルーツを探して植木枝盛にたどり着いた瀧口真央から私に出された宿題である。

## 参考文献等

- (1) 子どもの権利・教育・文化全国センター 2020 子どもの権利ノート(ポケット版)
  - ・子どもの権利に関する条約(1989)      ・日本国憲法(1946)      ・教育基本法(1947)
  - ・児童福祉法(抄)(1948)      ・学校教育法(抄)(1947)      ・ユネスコ学習権宣言(1985)
  - ・児童権利宣言(1959)      ・児童憲章(1951)      ・児童の権利に関するジュネーブ宣言(1924)
  - ・国連子どもの権利委員会最終所見(第1回1998、第2回2004、第3回2010、第4・5回2019)
- (2) 古典等から
  - ・植木枝盛 1886 親子論 児童観の展開(近代日本教育論集5) 1974 国土社
  - ・エレン・ケイ(小野寺信・小野寺百合子訳)1979 富山房
  - ・コメニウス(鈴木秀勇訳)1974 大教授学 世界教授学名著選 明治図書
  - ・デューイ(宮原誠一訳)1957 学校と社会 岩波書店
  - ・ルソー(今野一雄訳)1962 エミール(上) 岩波書店(文庫) (了)

編集後記：和田奈々子

「子どもの支援」について原点に立ち返り、本当に求められる支援について考える機会となった。「子どもの出番をつくる」という言葉が、大人の思いと子どもの求める支援の溝を埋めるヒントになるのではと感じました。